

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和7年3月28日  
大 阪 府

## 契約事務に係る提出書類等の押印基準の見直しについて

標記について、令和7年1月から電子契約システムを導入するにあたり、契約事務に係る提出書類等への押印基準の見直しを下記のとおり行いましたので、お知らせします。

### 記

- 1 押印基準の見直し
  - ・国の法令・通知等により押印が義務付けられていない認印は全て廃止  
※押印や署名の見直しにより、原則「記名」により手続き可とする。
  - ・実印（登録印・登記印）も認印と同様に精査し、必要性がない場合は廃止
  - ・署名も原則不要
  - ・押印や署名の見直しにより、原則「記名」により手続き可とする。
  - ・個人が対象の手続き・法人が対象の手続きともに見直す。  
「記名」：氏名を記載すること（機器による印字や、自署、他者による代筆等も含む）
- 2 今回押印基準の見直しにより、押印を廃止する契約局所管の提出書類
  - （1）誓約書（「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）」様式第1号その1及びその2（第8条関係）令和7年1月改正）
  - （2）請書
  - （3）設計変更協議書（「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（標準）」令和7年1月改正）
  - （4）てん末書「大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱」、「大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱」
- 3 委任状の取扱いについて
  - （1）押印が必要なもの  
厳格な本人確認が必要であるため、手続きの際に印鑑証明書の提出を求めている場合に限る
  - （2）押印を廃止するもの 上段以外
- 4 実施日  
令和7年1月6日から（施行日以降に収受したものは押印不要）

担当 総務部契約局  
総務委託物品課 企画・システムG（5375）